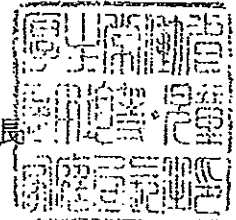


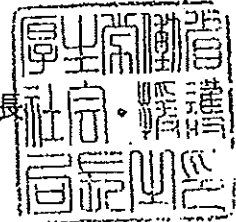
雇児発0811第3号  
社援発0811第10号  
老発0811第2号  
平成23年8月11日

殿

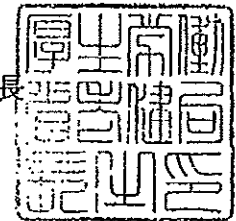
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」における  
厚生労働大臣が認める応急仮設施設整備の対象について

標記通知については、平成23年8月11日厚生労働省発社援0811第1号厚生労働事務次官により示されているところであるが、今般、厚生労働大臣が認める応急仮設施設整備について、別紙の施設種別を対象とすることとしたので、ご留意願いたい。

なお、応急仮設施設を整備するにあたり、原則、施設種別ごとに示されている「設備及び運営に関する基準」を満たしていることを要するが、この基準により難しい特別の事情があるときは、その都度当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長に協議するものとする。

ただし、特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設の基準については、別途定める事務連絡によるものとする。

厚生労働大臣が認めた応急仮設施設整備の対象

施 設 名 等	施 設 名
<p>社 会 福 祉 施 設 等</p> <p>保 護 施 設 老 人 福 祉 施 設</p> <p>老 人 保 健 等 施 設 障 害 者 支 援 施 設 等</p> <p>児 童 福 祉 施 設</p> <p>そ の 他 の 社 会 福 祉 施 設 等</p>	<p>救護施設</p> <p>特別養護老人ホーム</p> <p>老人デイサービスセンター（※）</p> <p>老人短期入所施設（※）</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>障害者支援施設</p> <p>障害福祉サービス事業所（生活介護事業、共同生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業及び共同生活援助事業を行うものに限る。）</p> <p>保育所</p> <p>児童厚生施設（児童館）</p> <p>小規模多機能型居宅介護拠点（※）</p> <p>子育て支援のための拠点施設（放課後児童クラブ）</p>

※ 本体施設と一体的に整備されるものに限る